



経済的に困りの人へ 給付金・相談を活用ください

☎生活支援課 ☎922-1245 ☎928-6635

給付金

■**住居確保給付金** 減収や離職等により、住居を失った人やその恐れがある人が安心して求職活動を行えるよう、一定期間家賃相当額を支給します。

■**生活困窮者自立支援金** 社会福祉協議会の総合支援資金特例貸付の再貸付等が終了した世帯に支援金を支給します。

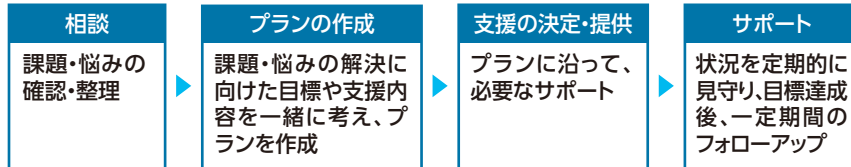
	住居確保給付金	生活困窮者自立支援金
対象者 ※全てに該当	<ul style="list-style-type: none"> ●離職・廃業後2年以内または個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が、離職・廃業と同程度まで減少 ●収入や資産が一定の基準以下 ●ハローワーク等に求職を申し込み誠実かつ熱心に求職活動を行うこと 	<ul style="list-style-type: none"> ●【初回給付】総合支援資金特例貸付再貸付終了者または同支援資金(初回)及び緊急小口資金の貸付終了者【再給付】初回給付終了者 ●収入(均等割非課税)や資産が一定の基準以下 ●ハローワーク等に求職を申し込み誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
支給額(上限)	<ul style="list-style-type: none"> ●単身世帯:月4万3000円 ●2人世帯:月5万2000円 ●3人世帯:月5万6000円 ※4人以上の場合は問合せを 	<ul style="list-style-type: none"> ●単身世帯:6万円 ●2人世帯:8万円 ●3人以上世帯:10万円
支給期間	原則3か月間(延長あり)	初回・再給付共に最長3か月間
申請方法	郵送または窓口	郵送のみ (対象の可能性のある世帯に申請書を郵送。申請期限は3月31日(休)(消印有効)まで。)
申請・問い合わせ先	まるごとサポートSOKA ☎922-0185 ☎928-6635 平日 午前8時30分～正午、午後1時～4時(年末年始除く)	生活支援課生活困窮者自立支援金担当専用ダイヤル ☎924-2825 ☎928-6635 平日 午前8時45分～午後5時15分

相談 まるごとサポートSOKA

- 働きたいけど仕事が見つからない
- 働くための準備をしたい
- 家賃が払えず安定した就職活動が難しい
- 家族の相談がしたい
- 相談先が分からない などの悩みをハローワークなどの関係機関と連携しながらサポートします。

■**対象者** 市内在住で生活に困っている人、その家族や関係者

■**サポートの流れ**



まるごとサポートSOKA ☎922-0185 ☎928-6635

■**場所** NTT東日本草加ビル (高砂1-7-36)

■**時間** 平日 午前8時30分～正午、午後1時～4時
(年末年始除く)

こちらもご利用ください!

新型コロナウイルス感染症に伴う
市の支援情報を市ホームページに掲載しています。

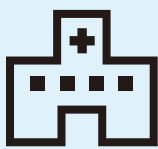


支援情報
チラシ



その他
納税・納付の相談、
事業者向け情報など

重度心身障害者医療費の 助成制度



☎後期高齢者・重心医療室 ☎922-1035 ☎922-3178

市では県の補助を受けて、重い障がいがある人に医療費を助成しています。

■対象の医療費

- ・保険診療でかかる医療費の最終的な本人負担額 (1～3割)
- ・入院時の食事療養標準負担額等の1/2

■対象者

次の手帳等を所持し、本人の所得が所得制限基準額(下表)を超えない人。

- 身体障害者手帳1～3級
- 療育手帳A～B
- 精神障害者保健福祉手帳1級(精神病床の入院費用は助成対象外)
- 65歳以上で後期高齢者医療制度の障害認定を受けている被保険者(主に身体障害者手帳4級の一部の人や精神障害者保健福祉手帳1・2級の人、障害基礎年金1・2級の人)

※平成27年4月1日以降に、新規で手帳を所持した65歳以上の人は対象外(すでに重度心身障害者医療費受給資格があり、所得制限基準内の人は65歳以降も対象)。

平成31年1月1日から所得制限を導入

年度ごとに判定し、本人の所得が基準額を超えると、その年の10月～翌年9月末の診療にかかる医療費の助成が停止になります。

ただし、経過措置により、平成30年12月31日までに受給資格があった人は、令和4年10月1日以降の診療分から適用されます。

■所得制限基準額の一例(令和3年度)

扶養親族等の数	なし	1人	2人
基準額	360万4000円	398万4000円	436万4000円

※基準額となる「所得」は一部の所得控除後の額です(税法上の控除と異なります)。
※扶養親族等の数が1人増えるごとに38万円を加算。

令和4年度 郵送受付を開始

福祉タクシー・自動車燃料費利用券

☎18歳未満:〒340-8550子育て支援課 ☎922-1483 ☎922-3274
18歳以上:〒340-8550障がい福祉課 ☎922-1436 ☎922-1153

■対象者(次のいずれかに該当する人)

- 身体障害者手帳1～3級(上肢機能障がいのみでの3級は対象外)
- 療育手帳A～B
- 精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者
- ※入院や特別養護老人ホーム等に入所中の人は、退院・退所後に申請を。また、本人の住所が市内でも生活が市外の場合は対象外。

■**発行枚数** 一律38枚(交付する利用券はいずれか一方のみ)。

■**申請方法** 申請書は担当課または市ホームページで入手可。

郵送申請

申請書、手帳の写し(自動車燃料費利用券の場合は、車検証・運転免許証の写しも同封)を担当課へ送付。

臨時交付窓口申請(受付時間:午前9時～午後5時)

- ・勤労福祉会館…3月22日(火)・23日(水)
- ・谷塚文化センター…3月25日(金)・28日(月)
- ・市役所第2庁舎…3月29日(火)以降



交際費の執行状況を公開します

☎庶務課 ☎922-0954 ☎922-3091

交際費の執行状況を公開しています。今回は10～12月分までの市長交際費、議長交際費など、全ての交際費9種類、公開内容は、支出年月日・支出目的・相手方(病気見舞いは除く)・金額の4項目。

公開は3か月ごとに行い、市ホームページと市役所情報コーナーで閲覧できます。概要は次のとおり。

■交際費支出件数・金額

農業委員会…1件・3000円。

なお、市長、議長、教育委員会、上下水道部、市立病院事業管理者、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会の支出はありませんでした。